

広 報

2023年3月号

編集委員 江村公良 南出美佐 前原直之 伊原孝子 佐藤栄輔

※レセプト受付事業は令和5年3月をもって終了いたしました

令和5年4月より返戻レセプトの原則オンライン化が始まります。

これに伴い、毎月行っていた豊島区薬剤師会でのレセプト受付事業も令和5年3月をもって終了とさせていただきます。

※別添の「豊島区薬業協同組合」の広報もご覧ください

事業者用ごみ処理券の販売の案内もぜひご覧ください。

都薬関連およびその他の重要な連絡事項など

1) 卒後臨床研修事業に関するご協力のお願い

厚生労働省の「卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業」として日本病院薬剤師会が実施する、令和5年度の「卒後臨床研修事業」への研修希望者の募集について、別紙のとおり日本薬剤師会から協力依頼がありました。

今回募集する研修薬剤師は、次の条件に合致する薬局勤務者または勤務予定者としています。この条件に合致する研修希望者がおられましたら、本年4月27日(木)までに豊島区薬剤師会事務局までお知らせ頂きますようお願い申し上げます。

【募集する研修薬剤師の条件】

- ・ 令和4年度(2022.4.1～2023.3.31)に薬剤師免許を取得する新人薬剤師。
- ・ 令和5年4月3日から令和6年3月29日までを研修期間とする。
- ・ 令和5年4月から8月までの期間を自薬局で研修し報告書を提出する。
- ・ 令和5年9月から令和6年2月(6ヶ月)の期間、がん研究会有明病院(江東区有明)において研修可能な薬剤師。

2)「健康食品に関する安全性情報共有事業」へのご参加・ご協力のお願い

東京都委託事業「健康食品に関する安全性情報共有事業」につきましては、平成18年7月より、健康食品の利用と関連が疑われる健康被害の情報を幅広く収集、分析、評価し、健康食品による健康被害の未然防止・拡大防止に努めているところです。

つきましては、引き続き本事業についてご理解、ご協力をお願いいたします。

3)「薬物専門講師証明書」交付申請について

東京都福祉保健局から、本年も薬物専門講師証明書交付申請の受付を開始する旨の連絡がありました。

つきましては、薬物乱用防止に関する専門的知識を有し学校や地域等で開催される薬物乱用防止講習会の講師を務めている会員の方で、「証明の要件※」を満たして薬物専門講師証明書の交付を希望される方は、別紙「薬物専門講師証明書交付申請書」に必要事項をご記入の上、5月19日(金)までに東京都薬剤師会事務局職能対策課へ郵送またはE-mail(PDF)でご提出をお願いいたします。

※「証明の要件」につきましては、別添の「薬物専門講師証明制度に関する要綱」をご参照ください。

お問合せ／提出先：

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-21

東京都薬剤師会 職能対策課 高垣

TEL 03-3294-0096 fax 03-3295-2333

E-mail: syokunou@toyaku.or.jp

4)「新型コロナウイルス感染症対策薬局向けガイドライン」の一部改訂について

日本薬剤師会作成の「新型コロナウイルス感染症対策薬局向けガイドライン」が一部改訂されました。

今般、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針等が改訂され、3月13日よりマスク着用の考え方の見直し等が適用されることを受け、薬局内での「マスク着用の考え方」などについて、3月8日付で同ガイドラインの一部改訂が行われました。なお、高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐためにも、薬局内では原則マスクを着用することについて変更はございません。

ガイドラインは次の日本薬剤師会ホームページから閲覧、ダウンロードが可能です。

○ 新型コロナウイルス感染症対策 薬局向けガイドライン（令和5年3月8日改訂）

日本薬剤師会ホームページ＞日本薬剤師会の活動＞災害対策・感染症対策

＞新型コロナウイルス感染症対策薬局向けガイドライン

<https://www.nichiyaku.or.jp/assets/uploads/activities/guideline20230308.pdf>

5) 東京都臨時オンライン発熱診療センターの診療時間の短縮について

東京都は、今冬の感染拡大による発熱外来のひっ迫時等に対応するため、令和4年12月12日から「東京都臨時オンライン発熱診療センター」を運営しておりますが、この度、直近の感染状況を踏まえ、次のとおり診療時間が短縮されることになりました。

■診療時間

令和5年4月1日（土）から

平日：17:00-22:00 土日祝日：9:00-22:00

<参考>東京都福祉保健局ホームページ URL

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/onlinesinryo.html>

豊島区薬剤師会からの連絡事項

1) 臨時総会のご報告

令和5年3月29日（水）20:30より豊島区薬業会館にて臨時総会を行いました。
全ての議案を承認いただきましたのでご報告申し上げます。

2) 新型コロナワクチン配付事業について

新型コロナワクチンの接種拠点施設へ配付を行う事業ですが、現在も事業継続中です。
モデルナワクチンは保健所から直送となりました。担当医療機関数の変更もありますので拠点薬局はご確認をよろしくお願い致します。

3) 高齢者の服薬情報提供事業へご協力のお願い

当会と豊島区との共同事業「高齢者の服薬情報提供事業」へのご協力をいただき誠にありがとうございます。

残薬バッグの追加をご希望の場合は、事務局までご連絡ください。

なお、患者さんが来局され対応された先生は、引き続き翌月10日までに事務局まで所定の用紙にて報告をいただけますようお願いいたします。

4) 豊島区薬剤師会ホームページ更新について

日々情報を更新しております。ご活用ください。

■ <https://www.toyoyaku.jp>

■ 会員専用ページのID、PWはいずれも「toshima」です。

今後とも、内容の充実を図るとともに、よりわかりやすい情報を発信してまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

会員変更

青柳 鼓（A）→ 山口 聡（A） そうごう薬局東池袋店
会員数報告

A 会 員	116 名
B 会 員	12 名
賛助会員	2 名
合 計	130 名

保険部より

1)「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品」の改正について

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課他より連絡がありました。今般、令和5年厚生労働省告示第5号により、濫用等のおそれのある医薬品について改正が行われ、これまで鎮咳去痰薬に限られていたコデイン、ジヒドロコデイン、メチルエフェドリンについても薬効分類及び剤形に限らず指定し、令和5年4月1日から適用されることとなりました。薬局においては、当該医薬品について、他の薬局等からの購入状況、薬効分類ごとに1人1包装単位（1箱、1瓶等）を超えて購入しようとする場合の理由、若年者である場合には氏名及び年齢を確認した上で販売するなど、法令に則った対応を厳守いただくと共に、適正使用の観点からは、薬効分類の異なる医薬品を同時に販売する場合においても、同一成分を含有する医薬品を避けて販売することや、やむを得ず同一成分を含有する医薬品を販売する場合には同時に使用しないこと等の十分な注意喚起をするなど、濫用の防止に資する対応をお願い申し上げます。

1. 濫用等のおそれのある医薬品の指定について

- (1) 濫用等のおそれのある医薬品は、その範囲を下表のとおり改正し、同表の改正後の欄に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類（以下「指定成分」という。）を有効成分として含有する製剤（以下「指定医薬品」という。）とする。
- (2) 指定医薬品は、指定成分を有効成分として配合する製剤であり、生薬を主たる有効成分とする製剤は含まれない。
- (3) ジヒドロコデインセキサノール及びリン酸ヒドロコデインセキサノールは、ジヒドロコデインを含む混合物であるため、これらを有効成分として配合する製剤は、指定医薬品となる。

改正後	改正前
1. エフェドリン	1. エフェドリン
2. コデイン	2. コデイン（ がいの たん 鎮咳去痰薬に限る。）
3. ジヒドロコデイン	3. ジヒドロコデイン（ がいの たん 鎮咳去痰薬に限る。）
4. プロモバレリル尿素	4. プロムワレリル尿素
5. プソイドエフェドリン	5. プソイドエフェドリン
6. メチルエフェドリン	6. メチルエフェドリン（ がいの たん 鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る。）

2) 薬局機能情報報告書の提出依頼について

都内全ての薬局開設者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の規定に基づき、薬局機能情報報告書を都知事宛てに提出することが義務付けられております。しかしながら、未提出の薬局があるため、当該薬局開設者宛提出依頼が東京都福祉保健局より発送されておりますので、必ず提出をお願いいたします。

3) 要指導医薬品として指定された医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第5項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件(令和5年厚生労働省告示第34号)が告示され、別表の医薬品が要指導医薬品として指定されました。なお、別表の医薬品を含む要指導医薬品の一覧は、後日、医薬品の販売制度に関する厚生労働省のホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/yoshidoiyakuhin.html>)に掲載されております。

(別 表)

有効成分	販売名	製造販売業者	承認年月日	調査期間(予定)
オルリスタット	アライ	大正製薬株式会社	令和5年2月17日	再審査期間(8年)

4) 爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について

爆発物の原料となり得る化学物質の適正な管理と爆発物を使用したテロ等の未然防止に向け、これまでの対策を講ずるとともに新たに対策を強化するよう、今般、警察庁警備局警備企画課長より依頼がありました。つきましては、爆発物の原料となり得る化学物質の適切な保管管理の徹底等について、格段の御配慮をお願いいたします。

- 1 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「毒劇法」という。）に規定する毒物及び家庭用劇物以外の劇物について、一般消費者への販売を自粛すること。
- 2 塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム（以下「爆発物の原料となり得る化学物質」という。）については、関係法令に基づき、譲渡手続や交付制限及び記録等の保存等の適切な管理を行うとともに、以下の確認について努められたい。また、盗難又は紛失事件が発生したときは、速やかに警察署に届けること。
 - 1) 毒劇法に規定する劇物の販売時においては、身分証明書等により本人性の確認及び使用目的の確認をするよう努められたいこと。
 - 2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する劇薬の販売時においては、身分証明書等（法人にあっては当該法人の事業）により本人性を確認するよう努められたいこと。
 - 3) 上記物質のうち、劇物又は劇薬に該当しない硝酸カリウムなどの物質についても、家庭用の製品を除き、購入者の氏名、住所、使用目的等の確認及び身分証明書等により本人性を確認するよう努められたいこと。なお、購入品の安全な取扱いに不安があると認められる場合等には取引を差し控えること。
- 3 インターネットを利用した取引を行う場合にも、上記 2 の措置を確実に行うこと。
- 4 例えば、過酸化水素を含有する家庭用の製品など、爆発物の原料となり得る化学物質を含有する家庭用の製品についても、取引に際して、通常の取引に比して大量に購入したり、不自然に連続して購入したりするなど、顧客に不審な動向がある場合は、購入者の氏名、住所、使用目的等の確認を行うよう努められたいこと。また、盗難又は紛失を防止するのに必要な措置を講じるなど、適切な保管管理を行うよう努められたいこと。さらに、盗難又は紛失事件が発生したときには、速やかに警察署に届けられたいこと。
- 5 氏名、住所、若しくは使用目的等を明らかにすることを拒否し又はあいまいにする者等、顧客に不審な動向がある場合には、当該顧客に係る関連情報（氏名、

住所等の人定事項、電話番号等連絡先、車両ナンバー等）をできる限り把握し、速やかに警察に通報するとともに、不審解明に向けた必要な情報提供をされたいこと。

5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第21号）が公布されましたので、ご確認をお願い申し上げます。

1. 指定薬物の指定

(1) 新たに指定された物質

次に掲げる7物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第二条第十五項に規定する指定薬物として指定した。

- ① *N*-エチル-*N*-メチルトリプタミン及びその塩類
- ② *N*, *N*-ジエチル-7-メチル-4-ペンタノイル-4, 6, 6a, 7, 8, 9-ヘキサヒドロインドロ[4, 3-*f*_g]キノリン-9-カルボキサミド及びその塩類
- ③ 6a, 7, 8, 10a-テトラヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-3-ペンチル-6*H*-ジベンゾ[*b*, *d*]ピラン-1-イル=アセテート及びその塩類
- ④ 6a, 7, 10, 10a-テトラヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-3-ペンチル-6*H*-ジベンゾ[*b*, *d*]ピラン-1-イル=アセテート及びその塩類
- ⑤ *N*-(4-フルオロフェニル)-*N*-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)フラン-2-カルボキサミド及びその塩類
- ⑥ 6a, 7, 8, 9, 10, 10a-ヘキサヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-3-ペンチル-6*H*-ジベンゾ[*b*, *d*]ピラン-1-イル=アセテート及びその塩類
- ⑦ 1-[1-(3-メチルフェニル)シクロヘキシル]ピロリジン及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

- (1)に掲げる物質のいずれかを含有する物（ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。）は指定薬物であり、規制の対象となる。

2. 施行期日

公布の日（令和5年3月10日）から起算して10日を経過した日（令和5年3月20日）から施行する。

6) オセルタミビルカプセル 75 mg「サワイ」及びオセルタミビル DS3%「サワイ」の使用期限の 取扱いについて

1 オセルタミビルカプセル 75mg「サワイ」及びオセルタミビル DS3%「サワイ」 の使用期限について

(1) 使用期限の変更について

オセルタミビルカプセル 75mg「サワイ」及びオセルタミビル DS3%「サワイ」については、追加で得られた安定性データを踏まえて、令和3年（2021年）2月3日に、室温での有効期間を3年から4年に延長する届出がなされました。

他方、有効期間の延長前に出荷され、有効期間を3年とした使用期限が外箱及びボトルに印字されている製剤も、現在流通し、使用されているところではあります。

このような製剤については、有効期間が4年である製剤として取り扱って差しつかえないこととしました。

(2) 見分け方及び取扱いについて

使用期限が令和5年（2023年）8月（2023/08 と表示）まで又はそれ以前となっている製剤については、有効期間を3年として印字されているものですので、変更後の使用期限は別添に記載のとおり、印字されている使用期限より1年長いものとして取り扱うようお願いいたします。

2 使用期限の短い製剤の優先使用について

貴重な薬剤を無駄にせず有効に活用する観点から、使用期限の短い製剤から使用していただくよう改めてお願いいたします。

7) 【再掲】保険に関する情報は「豊島区薬剤師会保険部グループページ」をご覧ください

豊島区薬剤師会では保険関係の情報を細かく伝達するために、専用のページを設けております。URLより通知等の原文のPDFが閲覧可能です。

<https://drive.google.com/drive/u/1/folders/1Izvjl6An3GWZy3JDSlgLS0TVlawLkDRX>

学術部より

1) 豊島区薬剤師会学術勉強会のお知らせ

4月の勉強会は次のとおり実施いたします。

日時：令和5年4月20日（木）19:55-21:30

場所：今回は情報通信機器（Zoom）を用いて実施いたします。

内容：講演「2022年度発売の新薬を振り返る」

演者 公益社団法人豊島区薬剤師会 副会長 佐藤 栄輔

☆今回の勉強会は東京都薬剤師会薬剤師生涯研修認定制度の認定単位1点となります。

☆申し込みを豊島区薬剤師会HPからの参加登録のみに限らせて頂きます。

☆申し込み方法：豊島区薬剤師会HPにアクセス→「勉強会・研修会情報」→

「お申し込みはこちら」をクリック→必要事項を入力し送信

☆参加受付開始日時：令和5年4月3日（月）9:00～4月17日（月）12:00

☆ご参加を事前申し込み100名様までと限らせて頂きます。

☆認定単位をご希望の方で薬剤師免許証コピー未提出の方は薬剤師免許証のコピーのFAXをお願いいたします。（過去に提出されていれば結構です。）

薬学生実務実習関係

1) 【再掲】東京都薬剤師会「学生向け」「とやく携帯メルマガ」配信のお知らせ

東京都薬剤師会では、薬学生が、卒業後「東京都薬剤師会に入会しよう」という動機づけとなることを期待して、携帯電話によるメールマガジンの配信を開始します。実務実習受入薬局には案内ポスターを配布いたしますので、薬学生への案内をお願いいたします。なお、学生対象ですが、会員への配信も可能です。

池袋あうる薬局輪番

4月の輪番は以下の通りです。出勤よろしくお願ひいたします。

お願ひ ～輪番に入る7日前までに、出勤する方の氏名をあうる薬局まで連絡してください。

4月	日 勤 9:00 ～ 16:30		準 夜 16:00 ～ 22:00	
				受付事務入力兼任
1日(土)			平和通り保健薬局	北池薬局
2日(日)	いろり薬局東長崎店	雄飛堂薬局 池袋トキワ通り店	チチブ薬局	北池薬局
8日(土)			かもめ薬局	北池薬局
9日(日)	ことぶき薬局巣鴨店	こまごめ薬局	薬局マツモトキヨシ 東長崎駅北口店	めぐみ薬局
15日(土)			よつば薬局池袋西口店	あうる薬局
16日(日)	アリス薬局大塚店	上池袋薬局	あけぼの薬局南長崎店	北池薬局
22日(土)			西池薬局	あうる薬局
23日(日)	雄飛堂薬局 池袋トキワ通り店	さの薬局	よつば薬局池袋西口店	北池薬局
29日(土)	雄飛堂薬局上池袋店	ヒバリ薬局	ポラム薬局 あかまつ薬局	あうる薬局
30日(日)	池袋駅前げんき薬局	さの薬局	アリス薬局大塚店 デイジー薬局東池袋店	駒込中央薬局

長崎休日診療所派遣

4月の輪番派遣は以下の通りです。出勤よろしくお願ひいたします。

4月	
2日(日)	池袋萬盛堂薬局
9日(日)	デイジー薬局東池袋店
16日(日)	池袋萬盛堂薬局
23日(日)	長崎調剤薬局
29日(土)	椎名町薬局
30日(日)	いろり薬局東長崎店

医薬品・情報管理センター報告

○管理センター売上及び仕入

2023年2月売上金額 ￥4,018,683－

2023年2月仕入金額 ￥2,886,035－

○相談件数

2月	件数
薬局からの在庫確認	186
薬局からの処方箋応需	6
患者からの処方箋応需	2
医療用医薬品についての相談	0
医療機関の紹介	0
一般用医薬品についての相談	2
その他	6
合計	186

○池袋あうる薬局処方せん受付状況

2月	休日夜間	96 枚
	その他	281 枚

○情報発信

脂肪肝（NAFLD/NASH）について

脂肪肝にはお酒を飲み過ぎた人になるアルコール性脂肪肝とお酒は飲まない、少量しか飲まない人になる非アルコール性脂肪肝に分けられます。

非アルコール性脂肪肝から脂肪肝炎や肝硬変に進行した状態までを含む一連の肝臓病のことを「非アルコール性脂肪性肝疾患（NAFLD）」と言います。

非アルコール性となっていますが、飲酒量は必ずしもゼロではなくてもよく、少量の飲酒をしている人の脂肪肝も NAFLD に含まれます（1日あたりビールなら 750 ml、日本酒なら 1 合半、ワインならグラス 2 杯半）。NAFLD の中でも肝臓の障害があり進行している場合は「非アルコール性脂肪性肝炎（NASH）」と呼ばれます。

健診を受ける成人の 2～3 割が NAFLD、NAFLD のうち約 1～2 割が NASH とも言われています。

NAFLD や NASH は肥満やメタボリックシンドロームの影響が肝臓に特に強く現れてくる病気です。糖尿病や脂質異常症があると状態を悪化させます。それらの状態を改善し、病気を治療する必要があります。

また NAFLD や NASH は自覚症状がほとんどなく、異常に気付いた時には病気がかなり進んでいることもあります。

定期的な健診を受けて、肝臓の数値を把握することが重要です。

【参考文献】

・日本生活習慣予防協会

<https://seikatsusyukanbyo.com/guide/fatty-liver.php>
・しもやま内科
<https://shimoyama-naika.com/diabetes/nash-naflid/>

文責：中野

理事会報告

2023年3月8日（水）午後8時35分より豊島区薬業会館にて理事会が開催されました。

出席者：佐野会長 伊原副会長 佐藤副会長 江村副会長 田崎常務理事 元谷常務理事
前原常務理事 南出常務理事 黒須理事 内山理事 原嶋理事 小林理事 原田理事
北川理事 藤平理事
大澤監事 廣田監事

○報告事項

1. 学術・薬学実習生担当報告
2. 防災・公衆衛生担当報告
3. 総務・会計担当報告
4. 保険担当報告
5. 地域医療担当報告
6. 池袋あうる薬局担当報告

○審議事項

1. 令和5年度事業計画案・収支予算案等承認の件
令和5年度事業計画案・収支予算案等が承認された。
2. 令和5年度資金調達及び設備投資の見込みの件
レセプトコンピューター入替として1,700,000円計上する案が承認された。

豊島区薬剤師会の活動（2月）

- 2／
- 1 豊島区難病対策地域協議会
 - 2 豊島区在宅医療連携施策推進会議
 - 9 レセプト
 - 9 池袋あうる薬局運営委員会
 - 10 豊島区国民健康保険課と健康展の打合せ
 - 11 東京都薬剤師会 地区及び職域薬剤師会会長会
 - 15 豊島区薬剤師会 理事会
 - 16 豊島区生活安全協議会、セーフコミュニティ推進協議会および総合高齢社会対策推進協議会
 - 16 豊島区薬剤師会 学術勉強会
 - 17 豊島区国民健康保険運営協議会
 - 19 東京都災害医療図上訓練
 - 20 区西北部二次保健医療圏地域災害医療連携会
 - 22 豊島区新型インフルエンザ等対策推進協議会
 - 25 健康展 前日準備
 - 26 健康展

医薬品分割販売利用案内

令和元年10月

公益社団法人豊島区薬剤師会 会長
豊島区医薬品・情報管理センター センター長

※要遮光の医薬品（散剤、顆粒、ドライシロップ、水剤）について、仕切り書と薬ラベルに「遮光」と記載することになりました。保存に関しては各薬局にて管理をお願いいたします。

1. 分割販売品目

医薬品約1800品目、投薬ビン・軟膏壺などの医療材料

豊島区薬剤師会ホームページに販売品目リストを掲載しております。

2. 販売単位

錠剤・カプセル	1錠・1カプセル単位
散剤・顆粒・ドライシロップ	1g単位（バラ）、1包単位（分包品）
水剤	1ml単位（バラ）、1包単位（分包品）
軟膏・クリーム	1g単位（バラ）、1本単位（チューブ）
点眼・点耳・吸入	1本単位
ハップ剤	1袋単位
坐剤	1個単位
医療材料等	1個単位

容器が必要な場合は、所定の容器（有料）を使用いたします。

3. 販売価格

医薬品	薬価（消費税込）
その他（医療材料等）	取扱品目リストに掲載

4. 手数料

豊島区薬剤師会 会員	無 料
区外 東京都薬剤師会 会員	1回 110円（消費税込）
その他医療機関	1回 2200円（消費税込）

5. 検収・返品

医薬品受領時に必ずご確認ください受領印もしくは自署をお願いいたします。
品質管理上、返品はできません。
ただし、メーカー回収の場合は、この限りではありません。

※使用期限が2ヵ月未満の場合は事前に確認の連絡をさせていただきます。
2ヵ月以上でも期限の確認が必要な方は発注書の備考欄にその旨をご記入ください。

6. 発注方法

注文方法 : 専用の発注書に必要事項を記入のうえ、FAXにてご注文ください。
(電話での注文はお受けしておりません。)

受付時間 : 9時 から 16時30分 月曜日～土曜日

受取時間 : 9時 から 17時 月曜日～金曜日
9時 から 21時30分 土曜日・日曜日・祝日

※年末年始、棚卸等により臨時休業する場合があります。(ホームページでご確認ください)
※指定の発注書は、ホームページよりダウンロードできます。

7. 利用者の確認事項

初回利用時には、開設許可証の写しをご提出いただきます。
また、都薬の会員証をお持ちの方は会員証の写しもご提出ください。
なお、豊島区薬剤師会会員の方は提出不要です。

その他開設許可更新等、管理センターが開設許可証の確認が必要と判断した場合には、再度ご提出いただくことがあります。

8. 支払い方法

豊島区薬剤師会会員は、原則として月末日締め「翌月口座引落」となります。
その他の方は、「薬品受け取り時に現金支払い」となります。

- * 管理センターでは、会員様の要望のあるものにつきまして、取り扱いを検討し、採用するか否かを決定する資料として使用します。つきましては下の要望書に記入し、あうる薬局に提出してください。FAXでかまいません。
- * 集計管理上、1枚1品目とし、複数の場合はコピーしてお使いください。

.....(きりとり).....

医薬品管理センター取り扱い要望書

令和 年 月 日

薬局名 _____ 印 _____

以下の製品の取り扱いを要望します

製品名 _____ 規格 _____

管理センター取り扱いリスト追補

* 新規取り扱い（過去に中止または停止したものの再開、リスト作成時に漏れたものも含む）

	製品名	小分単位	備考
内	ESポリタミン配合顆粒2g	包	
内	アトーゼット配合錠HD	錠	
内	安息香酸ナトリウムカフェイン原末「マルイシ」	g	
内	イクスタンジ錠40mg	錠	
内	イグラチモド錠25mg「あゆみ」	錠	
内	オンジェンティス錠25mg	錠	
内	クエチアピン錠200mg「VTRS」	錠	
内	サイレース錠2mg	錠	
内	ジルムロ配合錠LD「武田テバ」	錠	
内	セルシンシロップ0.1%	ml	
内	プレミネット配合錠LD	錠	
内	メインテート錠0.625mg	錠	
内	レイボー錠50mg	錠	
内	レキップCR錠8mg	錠	
外	イミグラン点鼻液20	個	
外	トプシムスプレー0.0143%28g	缶	
外	ヒアレインミニ点眼液0.3%0.4ml	本	
外	ヒノポロン口腔用軟膏5g	本	
外	プリビナ点眼液0.5mg/ml	ml	
外	ベクロメタゾン鼻用パウダー25μg「トーフ」	本	
外	ボルタレンサポ12.5mg	個	
外	リザベン点眼液0.5%5ml	本	

* 取り扱い中止

	製品名	備考
内	クエチアピン錠200mg「ファイザー」	
内	ビソプロロールフマル酸塩錠5mg「サワイ」	
内	フルボキサミンマレイン酸塩錠25mg「サワイ」	
内	ベニジピン塩酸塩錠2mg「サワイ」	
内	ベリキューボ錠5mg	
内	メドロキシプロゲステロン酢酸エステル錠200mg「F」	
外	ナジフロクリーム1%	
外	ネリゾナクリーム0.1%	
外	フルティフォーム125エアゾール120吸入用	

日薬業発第475号

令和5年3月10日

東京都薬剤師会

会長 永田 泰造 様

日本薬剤師会

会長 山本 信夫

(会長印省略)

卒後臨床研修事業に関するご協力をお願い（推薦期限の延長）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3、4年度厚生労働省予算事業「卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業」については、日本病院薬剤師会が受託機関となり、医療機関等において用いられる標準的な卒後カリキュラムの作成につなげることを目的に、卒後研修の効果的な実施のための調査・検討が実施されました。本予算事業は令和5年度も継続して実施され、昨年度に引き続き同会が応募されたとのことです。

令和3、4年度事業を通して、卒後1年の研修期間が必要という共通認識を得たことから、令和5年度においては、下記の通り、薬局薬剤師が研修者として12ヶ月の研修期間のうち、前半は研修者が勤める薬局での研修、その後、病棟業務研修を6ヶ月間行う事業を実施予定とのことです。このたび日本病院薬剤師会より、研修者の推薦に関し協力依頼がございました。研修受け入れ施設は16病院を確保しており、研修者が実際に各施設に通う必要があることから、各当該施設の近隣の地域より研修者の選定を行いたいとの意向がございました。

つきましては、研修を希望される、貴都府県所在の各研修受け入れ施設に6ヶ月程度通うことが可能な、令和4年度に薬剤師免許を取得する新人で薬局勤務予定者の推薦をお願いいたします。事業の詳細は【別紙1】をご参照ください。研修受け入れ施設は7頁目に一覧で記載がございました。推薦にあたりましては、各研修受け入れ施設の「最大受入可能人数」の範囲内で【別紙2】の様式にてメールでご回答ください。

当初3月20日までにご推薦をお願いしておりましたが、その後、日本病院薬剤師会より、推薦期限の延長を行うとの連絡がございましたため、**本会宛て、4月28日（金）までに**ご推薦をお願いいたします。なお、研修希望者の推薦が不可能（0名）な場合も、ご連絡をお願いいたします。

会務ご多忙の折お手数をおかけいたしますが、ご高配のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

記

＜卒後臨床研修事業の概要＞

- ・ 研修期間：令和5年4月3日～令和6年3月29日までの12ヶ月
- ・ 薬局薬剤師の自薬局での研修期間：

令和5年4月～8月まで、及び令和6年3月を基本とする。
- ・ 薬局薬剤師の病院での研修期間：

令和5年9月～令和6年2月の6ヶ月を基本とする。

※病院での研修期間外は、研修者自身の薬局等で研修の上、報告書を提出いただくことになります。

＜参考＞令和5年度卒後研修事業 薬局薬剤師受入可能研修施設

ブロック	薬局薬剤師受け入れ可能施設		最大受入人数
東北	青森県薬剤師会	八戸市立市民病院	1名
	秋田県薬剤師会	秋田大学医学部附属病院	2名
関東 甲信越	東京都薬剤師会	がん研究会 有明病院	2名
	千葉県薬剤師会	東京・浦安市川医療センター	1名
		千葉大学医学部附属病院	2名
東海北陸	愛知県薬剤師会	名古屋大学医学部附属病院	1名
	三重県薬剤師会	三重大学医学部附属病院	1名
近畿	大阪府薬剤師会	大阪赤十字病院	2名
	兵庫県薬剤師会	神戸市立医療センター中央市民病院	2名
中国	広島県薬剤師会	広島大学病院	1名
		呉医療センター	1名
	岡山県薬剤師会	倉敷中央病院	2名
	鳥取県薬剤師会	鳥取大学医学部附属病院	1名
四国	徳島県薬剤師会	徳島大学病院	2名
九州沖縄	大分県薬剤師会	大分大学医学部附属病院	1名
九州沖縄	鹿児島県薬剤師会	鹿児島大学病院	2名

令和5年度卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業

事業の前提

- 本事業の対象は卒直後の薬剤師であり、卒後研修のプログラム、実施体制等について検討することが目的（既卒薬剤師の研修とは切り分けて考える）である。
- 「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」において、免許取得直後の医療機関や薬局での研修により薬剤師として様々な施設を経験し、医療の実態を知ることの重要性が指摘されているところである。
- 卒後研修の目標は、臨床上携わる機会の多い様々な疾患の薬物治療において、服薬指導や薬物治療管理などに必要となる実践的な知識・技能・態度を習得することである。すなわち、薬剤師としての責任を持って医療人としての実践力を身につけることであり、同僚や他職種から業務をある程度任せられるレベルの薬剤師の養成と位置付ける。

令和5年度事業の目的

- 卒後研修の現状、課題及び「薬剤師の卒後研修カリキュラムの調査研究」で検討された卒後研修プログラムの考え方等を踏まえ、「令和4年度卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業」において全国的に用いられる共通カリキュラムに関する検討が行われてきたところであるが、研修実施施設の質の確保（研修指導者、実施体制を含む施設要件、評価体制など）や卒後研修の効果検証のための方策については課題としてあげられている。

このことから、共通カリキュラムを用いた卒後研修を実施するにあたって、その質を担保するための施設要件、評価体制等を確立するとともに卒後研修の中 長期的な効果検証のための体制を整備することを目的とする。

1

令和5年度卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業における研修期間とプログラムの内容

研修期間

- 令和3、4年度事業を通して、卒後1年の研修期間が必要というのが共通認識であり、この1年で幅広い知識や技能、経験を備えた薬剤師をしっかりと育成していく必要がある。ただし、研修期間は12カ月以上とする。そのうち、少なくとも医療機関での病棟業務（対人業務）6カ月程度は必要である。

研修プログラム

- 医療機関での病棟業務研修は特に重要であり、担当患者を持った上で、責任を持って対応・実践する経験が必要である。
- 内科系・外科系を中心に経験することが望ましく、病棟業務の中で多職種連携を通してチーム医療の中での薬剤師の役割を理解するとともに、自らの主体的な介入によりこういった患者アウトカムに繋がったかを経験することが重要である。
- 入院患者の薬物治療管理にあたって必要な業務を主体的に行う。具体的な内容は以下のとおりである。
調剤・鑑査、患者情報（病名、臨床検査値等）の把握、処方提案、病棟での服薬指導、副作用モニタリング、TDM、DI、カンファレンス等への参加、無菌調整、手術室関連業務（周術期）、救急医療、感染対策、医薬品の管理等
- 卒直後の薬剤師を対象とする研修プログラムとして、調剤・鑑査は必須であり、12カ月以上のプログラムに含める必要。その上で、基本的な調剤のプログラムを自薬局で行えるのであればそういった形も可能（例：6カ月薬局＋6カ月医療機関（病棟業務））。ただし、病棟業務研修で経験できる病棟は限られることから、調剤業務において患者情報（カルテで原疾患・合併症、臨床検査値、レジメン等）を確認しながら幅広い診療科・患者の薬物治療管理の理解を深めることは重要であることから、医療機関での実施期間を設けることが望ましい。
- 薬局研修では、在宅業務が最重要であり、プログラムに含めることが望ましい。

1年間の研修カリキュラム案

案1

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
初期研修	内服・外用・注射調剤			入院・外来患者の薬物治療管理							在宅医療
				無菌調製・TDM・DI・手術室 ICU・老年科・産婦人科・小児科 精神科の薬物治療							

案2

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
初期研修	内服・外用・注射調剤		内服・外用・注射調剤		無菌調製、TDM、DI		入院・外来患者の薬物治療管理	在宅医療	入院・外来患者の薬物治療管理		

令和3年度卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業 実績報告書より引用

令和5年度全体スケジュール 予定

	特別委員会	薬局薬剤師受入型	病院薬剤師受入型 (自施設薬剤師養成を含む)
2月		研修施設の募集	研修施設の募集
3月	●委員会開催 →研修事業実施施設候補の選定 ●研修事業実習プログラムの検討	・日本薬剤師会へ薬局薬剤師研修生の推薦依頼 ・受入準備	受入準備
4月～8月	●研修施設へ研修評価方法に関する説明会の実施	自施設(薬局)で研修	研修

令和5年度全体スケジュール 予定(続き)

	特別委員会	薬局薬剤師受入型	病院薬剤師受入型 (自施設薬剤師養成を含む)
9月		1年間のうち、まとまった 原則6カ月間以上の病院研修	研修
10月	●各研修施設 施設評価視察		
11月			
12月			
1月			
2月	●報告会の実施	自施設(薬局)で研修	
3月	●委員会開催 →研修指導者や実施体制を含めた施設要件案および評価体制の整備の検討		
4月～	事業実績報告書提出 報告書のHP、広報誌への掲載予定		

令和5年度卒後研修日程

12カ月以上				
6カ月以上				
研修機関	高度急性期・急性期病院			薬局
	内科系病棟	外科系病棟	外来等	
研修内容	主に入院患者の薬物治療管理 (担当患者に係る業務を中心に)		外来患者の薬物治療管理	
	・調剤・鑑査 ・患者情報 (病名、臨床検査値等)の把握 ・処方提案 ・病棟での服薬指導 ・副作用モニタリング ・TDM、DI ・カンファレンス等への参加		・調剤・鑑査 ・処方提案 ・患者相談 等	
	・無菌調整 ・手術室関連業務 (周術期) ・救急医療 ・感染対策 ・医薬品の管理 等		・外来がん化学療法 ・薬剤師外来 等	・在宅 ・OTC 等

令和5年度卒後研修事業 研修候補施設

ブロック	薬局薬剤師受け入れ可能施設		最大受入人数
東北	青森県	八戸市立市民病院	1名
	秋田県	秋田大学医学部附属病院	2名
関東甲信越	東京都	がん研究会 有明病院	2名
	千葉県	東京・浦安市川医療センター	1名
	千葉県	千葉大学医学部附属病院	2名
東海北陸	愛知県	名古屋大学医学部附属病院	1名
	三重県	三重大学医学部附属病院	1名
近畿	大阪府	大阪赤十字病院	2名
	兵庫県	神戸市立医療センター 中央市民病院	2名
中国	広島県	広島大学病院	1名
	広島県	呉医療センター	1名
	岡山県	倉敷中央病院	2名
	鳥取県	鳥取大学医学部附属病院	1名
四国	徳島県	徳島大学病院	2名
九州沖縄	大分県	大分大学医学部附属病院	1名
	鹿児島県	鹿児島大学病院	2名

別紙2

薬物専門講師証明書交付申請書

年 月 日

東京都福祉保健局健康安全部長 殿

〒
住 所

ふりがな
氏 名

(電話番号)

証明番号

下記のとおり、要件を満たしたので、薬物専門講師証明書の交付を申請します。

記

1 講師を務めた薬物乱用防止講習会

年 月 日 実施	開催場所（学校名など）
年 月 日 実施	開催場所（学校名など）
年 月 日 実施	開催場所（学校名など）

2 受講した薬物専門講師研修 年 月 受講

(注意事項)

証明番号は、薬物専門講師証明書に記載されている番号を記載すること。

なお、初めて薬物専門講師証明書の交付を申請する者については「新規」と記載すること。

※ 薬物専門講師証明書交付申請書に御記入いただいた個人情報は、薬物専門講師証明に関する
こと以外には一切使用しません。

研修受講カード貼付位置

今年度の申請対象者は、

- ・証明番号の上二桁が“20”より小さい方(有効期間の終期が令和5年9月30日より前の方)
- ・これまで証明書[※]の交付を受けたことがなく、新規に証明書の交付を希望する方

です。

記載例 (令和5年版)

薬物専門講師

東京都福祉保健局健康安全部長 殿

更新の場合は、現在お持ちの
証明番号を御記入ください。

初めての申請の場合は、
“新規”と御記入ください。

※ 証明の申請は、令和5年4月3日から5月末日まで
に、所属する団体を経由して行ってください。

※ 証明書は3年間有効です。令和5年度に更新が必要
な方は、令和5年9月が期限となっている方です。

〒163-8001

住 所 東京都新宿区西新宿2-8-1

ふりがな やくわ ほうろう
氏 名 薬務 太郎

押印欄は廃止

(電話番号 03-5320-4505)

証明番号 新規

下記のとおり、要件を満たしたので、薬物専門講師証明書の交付を申請します。

今年度に申請される際は、令和2年4月1日から
令和5年3月31日までの3年間の実績を御記入ください。

1 講師を務めた薬物乱用防止講習

令和2 年 5 月 10 日 実施	開催場所 (学校名など) 都庁小学校
令和3 年 9 月 17 日 実施	開催場所 (学校名など) 薬務高等学校
令和3 年 1 月 14 日 実施	開催場所 (学校名など) 麻薬対策区民センター

令和2年度から令和4年度までに受講したもの

2 受講した薬物専門講師研修

令和5年2月 受講

(注意事項)

証明番号は、薬物専門講師証明書に記載され
講師証明書の交付を申請する者については「新

※ 薬物専門講師証明書交付申請書に記入し

「受講カード」又は「受講カードのコピー」の
貼付をお願いいたします。
(受講カードが手元にない場合は貼付不要
です。)

研修受講カード

氏 名 薬 務 太 郎

【研修名】 令和4年度 薬物専門講師研修

【受講日】 令和5年2月 受講済

福祉保健局健康安全部薬務課麻薬対策担当

薬物専門講師証明制度に関する要綱

平成23年3月10日
22福保健薬第2064号

改正 令和3年3月30日
2福保健健第2272号

1 目 的

薬物乱用防止に関する専門的知識を有し、学校や地域等で開催される薬物乱用防止講習会の講師を務めている者（以下、「薬物専門講師」という。）からの申請に基づき、薬物専門講師であることを証明する証明書を交付し、その活動を支援する。

これにより、学校等における薬物乱用防止教育の充実と地域の活動団体と連携した啓発活動の強化を図り、もって東京都の薬物乱用防止対策を推進することを目的とする。

2 薬物専門講師の役割及び責務

薬物専門講師の役割及び責務は、次のとおりとする。

- (1) 学校、地域の活動団体等からの依頼に基づき、薬物乱用防止講習会において講師を務める。
- (2) 積極的に研修を受講するなど、薬物乱用防止に関する専門知識の維持、向上に努める。

3 証明の対象者

原則として、東京都福祉保健局健康安全部長（以下、「健康安全部長」という。）が適当と認める団体（以下、「団体」という。）に所属する者とする。

4 証明の要件

証明書の交付を申請する日の属する年の3月31日を起算日として3年前までの期間において、次の要件をいずれも満たしていること。

- (1) 薬物乱用防止講習会の講師を3回以上務めていること。
- (2) 8に定める薬物専門講師研修を1回以上受講していること。

5 証明書の交付申請

4に掲げる要件を全て満たし、証明書の交付を受けようとする者は、薬物専門講師証明書交付申請書（第1号様式）により、交付申請を行うこととする。申請は、原則として団体を經由して行うこととし、団体は、申請書を取りまとめ、健康安全部長宛提出する。

申請の期間は、毎年4月1日から同年5月末日までとする。

6 証明書の交付

健康安全部長は、5に定める証明書の交付申請に基づき、薬物専門講師証明書（第2号様式）を交付する。証明書の有効期限は、交付の日から3年を経過した日の属する年の9月末日までとする。

7 変更の届出

証明書の交付を受けた者は、氏名又は住所に変更が生じた場合、薬物専門講師変更届書（第3号様式）により、原則として団体を經由して、健康安全部長宛届け出ることとする。

8 薬物専門講師研修

東京都は、薬物専門講師を務めるに当たって必要な知識を付与するため、薬物専門講師研修を年1回以上開催する。

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 4に規定する薬物乱用防止講習会及び薬物専門講師研修については、平成22年4月1日以降に実施されたものを対象とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。